

報告事項 3（周知・報告）

教育庁職員の懲戒処分について

教育長が専決した標記について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 4 月 25 日

< 参考 >

地方公務員法

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

教育庁職員の懲戒処分について

1 概要（年齢は処分日時点）

(1) 非常勤職員に対する職務外の私的な作業への従事指示等事案【処分日:令和4年3月29日】

教育庁 主査級職員（技術）、50代 『停職6月』

非常勤職員に対し、延べ278日にわたり職務外の私的な作業への従事を指示していた他、パワー・ハラスメントに該当する不適切な言動により、複数名の非常勤職員に精神的苦痛を与えた。また、令和3年5月から10月末までの間、勤務時間中に職務外の講演会の資料作成を行う等、計103時間職務専念義務に違反していた。さらに、非常勤職員に不当に職免を取得させ、それを隠蔽するために新型コロナウイルスワクチン予防接種済証に記載された接種日を独断で書き換えたり、必要な許可を得ることなく複数年にわたり反復継続的に講師謝金を受領し、営利企業への従事等の制限に違反していた。

〔管理監督責任〕

「厳重注意」 教育庁 課長級職員（事務）、50代
教育庁 課長補佐級職員（技術）、40代

2 今後の再発防止策等について

府民の信用を損ねてしまった本事案の発生を重く受け止め、あらゆる機会を通して、倫理観や服務規律を周知徹底するなど、信頼回復・再発防止に取り組んでいく。